

保存活用推進行動計画の策定について

1 次期計画の目的と位置付け

(1) 策定の趣旨

- 現行計画の期間が令和5年度末で終了となることから、縄文遺跡群を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、現行計画を見直し、新たな行動計画を策定する。

(2) 計画期間

- ①2024年度から2028年度までの5年間とする。
- ②期間内に事業着手が困難であるものの、将来的に取り組む必要があると考えられる事業については、中期（2029～2033年度）及び長期（2034年度以降）として位置づけることを検討する。
- ③本計画の進行管理にあたっては、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて年度毎に内容を見直すなど、柔軟に対応する。

2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)
登録 1周年		登録 3周年		登録 5周年	定期報告 提出	定期報告 審査
重点取組期間						
現行の行動計画			第2期行動計画の計画期間			
						評価・計画 見直し

※世界遺産登録後の関心の高まりを活かし、価値の伝達及び各構成資産への誘客・周遊促進に集中的に取り組む期間として、重点取組期間（2022～2024年度）を設定。

図1 次期計画の期間

(3) 計画の位置付け

- ①包括的保存管理計画に基づき、縄文遺跡群を一体的に保存・活用するための行動指針・計画として位置付ける。
- ②北海道、青森県、岩手県、秋田県の行政運営指針である基本計画、文化振興に係る計画、構成資産を所管する地方公共団体が策定した保存活用計画や整備計画等との整合性を図る。

(4) 実施主体と推進体制

- ①関係地方公共団体、民間団体、地域住民等が共通認識のもと、それぞれの立場に応じて主体的、積極的に取組を進める。
- ②計画全体の総合調整、進行管理、見直し等については、縄文遺跡群世界遺産本部が担う。

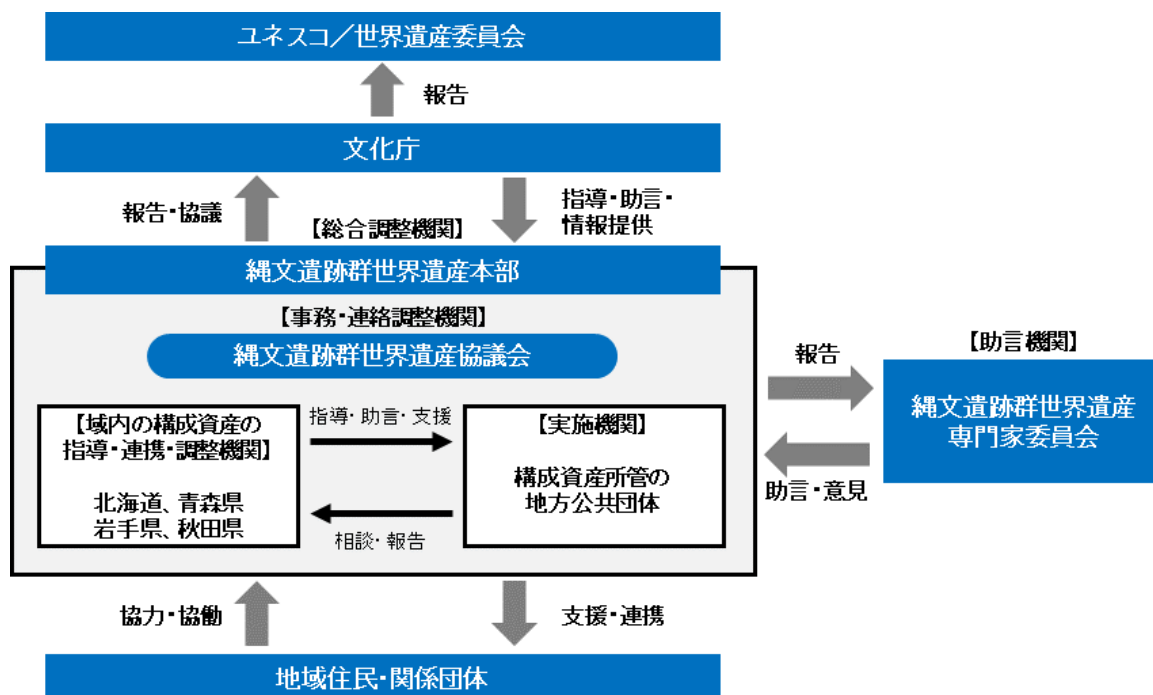


図2 行動計画の推進体制

表1 実施主体毎の役割

実施主体	役割
縄文遺跡群世界遺産本部 縄文遺跡群世界遺産協議会	・縄文遺跡群を一体的に保存・活用するために必要な施策を企画し、実施する。
北海道、青森県、岩手県、秋田県	・各道県域内に所在する構成資産の保存・活用について指導・助言・支援するほか、域内の構成資産を一体的に保存・活用するために必要な施策を企画し、実施する。 ・地域住民、関連団体等が主体的に行う縄文遺跡群の保存・活用に係る活動を支援する。
構成資産を所管する地方公共団体	・各構成資産が目指す将来像を踏まえ、構成資産を保存・活用するために必要な事業を企画し、実施する。 ・地域住民、関連団体等が主体的に行う縄文遺跡群の保存・活用に係る活動を支援する。
地域住民、関連団体等	・縄文遺跡群の保存・活用に係る施策に主体的に参画、連携・協力する。

2 次期計画の構成（案）

第1章 策定の趣旨

- 第1節 策定の趣旨
- 第2節 計画期間
- 第3節 計画の位置付け
- 第4節 実施主体と推進体制

第2章 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要

- 第1節 縄文遺跡群の顕著な普遍的価値
- 第2節 守り、伝えるべき価値

第3章 縄文遺跡群を取り巻く現状と課題

- 第1節 国内外の世界遺産の動向
- 第2節 縄文遺跡群の現状と課題

第4章 基本方針

- 第1節 基本方針
- 第2節 施策の体系

第5章 施策の展開

- 第1節 資産の保存管理
- 第2節 資産周辺の保全
- 第3節 調査研究の継続
- 第4節 価値の伝達と情報発信
- 第5節 受入態勢の充実・強化
- 第6節 地域社会との連携・協働

付表 行動計画事業一覧

表2 現行計画と次期計画（案）の目次対比

次期計画	現行計画
第1章 策定の趣旨 第1節 策定の趣旨 第2節 計画期間 第3節 計画の位置付け 第4節 実施主体と推進体制	第1章 策定の趣旨 第1節 策定の趣旨 第2節 実施期間 第3節 事業の推進体制と進行管理
第2章 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要 第1節 縄文遺跡群の顕著な普遍的価値 第2節 守り、伝えるべき価値	第2章 資産の概要 第1節 資産の概要 第2節 守り、伝えるべき価値
第3章 縄文遺跡群を取り巻く現状と課題 第1節 国内外の世界遺産の動向 第2節 縄文遺跡群の現状と課題	
第4章 基本方針 第1節 基本方針 第2節 施策の 体系	第3章 基本方針及び施策の分類 第1節 基本方針 第2節 施策の分類
第5章 施策の展開 第1節 資産の保存管理 第2節 資産周辺 の保全 第3節 調査研究の継続 第4節 価値の伝達と情報発信 第5節 受入態勢の 充実・強化 第6節 地域社会との連携・ 協働	第4章 施策の展開 第1節 資産の適切な保存管理 第2節 緩衝地帯の保全 第3節 調査研究の継続 第4節 資産の価値の伝達と情報発信 第5節 来訪者受入態勢の整備・強化 第6節 地域社会との連携による保存・活用の推進
付表 行動計画事業一覧	付表 行動計画事業一覧
参考資料 資料1 検討の経過 資料2 縄文遺跡群来訪者動向調査結果	

3 今後のスケジュール

別紙のとおり

次期計画策定スケジュール

行動計画策定作業部会（臨時部会）

縄文遺跡群世界遺産協議会

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会

